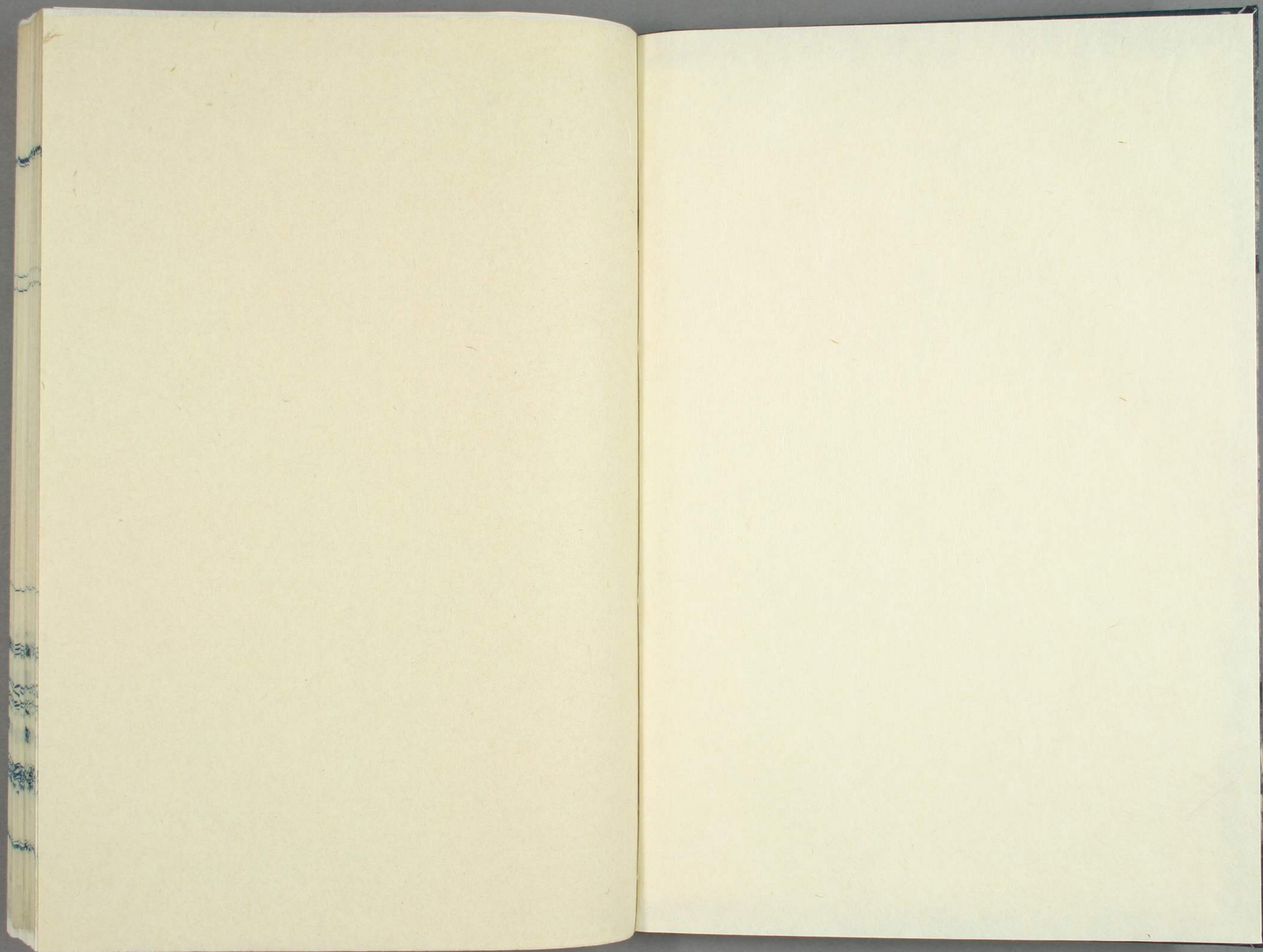


節地約律

第二篇卷六

洋学文庫  
文庫8  
C 158  
8





節地約律第二篇 卷之六

申察川系

節 吡的律 第...篇 卷之六

目錄

- ④ 賣人の権の事
- ⑤ 買人の権の事

第廿二條 第二篇 卷之六  
第廿二條 第二篇 卷之六

第廿二條 第二篇 卷之六

⑤ 賣人の権の事

凡そ品物賣買の取極をとるゝて爰に賣人より其  
證據をとるゝても其品物代料の引もと度一もこれなき  
時ら及令賣人より既に其品物の持主と相渡を(ま)  
事と相成り居り且其品物に付ての危事災害口ろ  
其買人こりきし受に相譲り(ま)事一も相成り居ると雖も其元  
来の約定(ま)其代料も拂ふれさる前を失

張り賣人其品物を所有するの権を備へたる也是れ  
法に於て賣人一般の権と定むる所なり

又時々として賣人其代料を拂ふれざる時其約  
を破断とせざるを権を備へたる也故に買人既に手附

金を差入る而して別小其取計にい方其不正  
の事これをも時々の賣人其約に備へたる品物を他人に

賣り渡す事能はざる也但し買人其約に備へ  
期日はまかりとて代料を拂ふん又品物を持行せしめ

二

る賣人二應其改と買人の方を辨ししてこれを催促

小及い其<sup>而</sup>其<sup>の</sup>尚ほ相当の時間と相待る **買**

後<sup>其上</sup>買人何の挨拶もこれなく <sup>且</sup>来て其代料を拂

い其品物を持ち行せざるに於て其時々の賣人を

然其約定を破断とすして他人に賣拂ふとも又

如何様取計いよとも勝手次第にせらるる **買**

事とん蓋し約定面の所にて其代料を拂ふ

き時期判然と相定まりある時々の賣人其代料を

拂<sup>たたく</sup>出す<sup>こと</sup>其品物を所有しありて唯之を催促を  
るの権を備<sup>たもつ</sup>あるのみ敢て其時<sup>催促の</sup>其拂<sup>たたく</sup>ふは  
も約定と破断とを能<sup>たもつ</sup>る也

然れども賣人買人との約定より代料拂の上にて  
其品物を相渡を(き)るの約定より(き)り(て)賣人  
代料の拂を取らるゝ其品物の一部分を買人  
小相渡を事と許す時を比計し以て敢て  
其約定の<sup>妨</sup>礙とるを(き)り(て)賣人其残分を所有

2.

て其代料の催促とるを其の権を備ふる也但し右一  
部分の~~引渡~~引渡を以て品物全分の引渡  
とるを(き)事よこれある時又此例にあらずとも  
譬へる爰に六藏<sup>アール</sup>る者あり(る)が曾て<sup>カアルエ</sup>字吉なる  
者と約定を取造りて六藏より一年某時間の内二  
周より三積の割合を以て稿を積み送り宇吉の地面  
より二(り)と渡を(き)事よ取り極め而して宇吉を其  
代料として右時間の内積み送りより稿一積毎小

三十三日ルリシ迄の割合を以て相拂ふ事と承知  
 せり然るも六藏右約定の通り稿を積送りてのち字  
 吉先か相渡されぬ事か~~〇~~の代料を拂ふ事をも  
 辞る事一拂ふいか~~〇~~常一拂をんしと跡(残)し  
 置く事と言張り申り是れを以て此事公事と  
 するしよ元来約定の本意は後へ其積送る度  
 毎々其代料を拂ふ事しよれを以て字吉  
 其代料を拂ふ事しよれを以て六藏より残分を積

31

送る事及も事しよ裁許せぬ事

又賣人懸貸を以て品物を賣渡し而して其時其  
 品物を引き渡すも時日と相定めたる時を買人  
 直りし其品物を所有するの権ありて所有の権元  
 持主の権をも一時買人の手に移る也而して  
 如此し時し於て賣人品物を引き留め置きとて  
 代料を催促するの権を失ひ尤も賣人此計ふ  
 を以てせしむる此権を所有しある事しよ故に



右の如き取り極めは元より買入其代料を  
 拂まんとし直ち其品物を取り得るの権を備  
 へある也其故は右の如き約定よする後日何日と日  
 を期し其代料を拂ふことの取り極めこれあ  
 りざるを以て也然れども右の取極よする未買入其  
 品物と所有するの権すふといふは故に買入  
 其品と所有致さざる前よか最ふ及ぶ其代料  
 の為め其品物と賣入し取り戻さる也

六

又賣入品物代料の引き当りとして為替手形又  
 金子拂證文を受取る時其品物を留めて代料を  
 催促するの権を失い而して其手形既他人の手  
 相渡りそのらるる後令其手形不通の者よこれあると  
 雖も賣入右催促の権を再び得る事能はん但  
 其手形未だ他人の手よ渡らざるは尚ほ賣入の  
 手よこれある内も又此例を以て論をへざる也  
 又賣入自ら藏守と相成り居りて或る者よ品物

と賣り候しむるは其者右賣人の庫中其品物  
 を持ち運ぶる前より散不及いり備て賣人の  
 石買人の分散前小品物引き候し書の付と相渡  
 し置るれは唯此庶を以て賣人其品物と引き留  
 りて代料と催促するの權を妨るはあり然れ  
 ば若し其品物賣人の庫中ニ候るは他人の庫中  
 へこれありて其藏守買人の為り右の引き渡  
 書の付と所持し居り譬へら其品物を買人の  
 所持

5.

番頭の積り候て預り居る(此者兼知致し居る時  
 右又右の例ふこれありてする也

然れは又小英<sup>エ</sup>者居る者「<sup>エ</sup>」積問屋會社  
 小材木と預け置るは英吉其材木を辨<sup>ひ</sup>藏し賣り  
 拂ふにあり而して辨藏は又これを清<sup>じ</sup>藏し賣人  
 して材木の引き渡し書の付と相渡を(き事)小  
 取り極めあり然る處右積問屋會社して英吉  
 りの添書<sup>し</sup>に候るは右に候る其材木と引き渡は

相成らざる趣より則ち清職其添書を得んと  
せし間もさうか散ら及びて遂に其添書を得ん  
又其代料も押さへりしり債を此公事小於てを  
元より清職其品物と慥く引き渡さるるより  
あふ故に辨職清職と對して品物と留の置  
きと代料とを催促するの權これあり事小裁許  
せしむるなり

又買取りある品物と賣人の職小入に置きと

6.

買人其職敷と拂ふも未だ其品物賣人の所有  
せしめある内ら仮令如何様の事これあるも賣人  
其品物と留の置きと代料とを催促するの權を失  
はざるなり但し若し賣人買人の品物と賣  
り後其買人又之を他人に賣り拂ふに而して其  
買人より右の職敷を受取る時其賣人品物と留の  
置きと代料とを催促するの權を失ふるなり  
又賣人其買人のみ散願済の上其賣人後らるる

品物の代料を申出する時其品物を留め其代料  
と催促するの権を失ふ也

又賣人買人との約定は馬車と賣り渡すも其  
其代料として為替手形四枚と以て相拂ふべ  
就ては若し其手形不通用の時其馬車を元  
戻す(す)との取極ふべし(なり)此約定を元  
より其手形不通用の時唯其馬車を取り戻す  
とすとの約定ありと依て其買人死す後を

46

右の手形不通用する時も賣人其車を取り  
戻す事相成ふとす(なり)裁許あり

第二章

凡そ賣人代料の公事と起すも仮令買人の方  
聊々落度これあるも双方より元来其懸念の時  
限定ありある時これ依て其公事と為さるる  
得る故に今其の期限を以て品物を賣り渡す  
し其代料の半高を即金として拂い残る半高を

後三月間、相拂ふべき約定ありければある時、賣入  
る先分の半高約束通り拂ふれば、残半高  
の期限三月相立せる内、其代料の公事をも為す  
能はざる也

又若し各種の品物を某の時間中、残りに相渡  
をすべきの全約定ありて、賣入其内の一部分を相渡  
をせざる賣入より其相約あり時間相違する内  
に其既渡りたる品物一部分の代料を公事とする

と。

能をん而して又若し賣入の方にて其期限通り  
残り品物を相渡せしむ時、買入其既不相渡さ  
れたる一部分を差戻す事を得る也然れど  
若し買入其取極めたる期限後、其渡されたる  
分を所持しある時、其分丈の代料を拂はざる  
を得ざる也

又若し賣入買入より約束通り品物の代料を  
拂はれしむる買入の所存を問はざれば、其高

物を取り戻す時、賣人より代料の公事とあるを  
能くしたる、此時、唯不正の度、を以て買人より  
過料を出さるゝもの公事と為る也

第三章

又「イーストインゲル」商社にて競賣の約定する通例、買人  
小過失これある時、賣人其品物を他人に賣り押  
し、且、其品物の紛失損害等これあるも、若くは  
其買人の拍合と相成るゝ事と約定中、判然と

9.

認め置く事と要する也、蓋し「エレコボロ」氏の説  
は法に於て若し買人の方より階度これある時、  
右他人に賣り押さるゝ等の事、約定中、判然と  
これあるも、暗に其音を包含する事、  
相成り難き趣、これあると、亦も以後此法一定  
若し買人約束を互極め、その品物を買取り持  
行く事を、辞む時、仮令約定より右の趣意に  
判然これあるも、賣人其品物を直ち他人に

賣り押ふは且は其品を再の他人に賣拂ふ  
る賣人の損失等も相成る時をこれを買人より  
贖ししむる事小定よりあり但如きはけり  
賣人より買人へ對して其品物を破断とるをよ  
付し順て生ふる所の損耗何こと  
巨細これをも申述る事と要する也

第四章

賣人品物を賣りてこれを未だ買人よ相渡さざる内ら

40

其品物を引き留め置きて代料を催促するの權を  
備ふるのみならず尚且賣人其品物を手離し  
上と雖も其品未だ買人の手へ渡らざれば  
代料を受取る事なく而して其内買人を散  
等の異変これある時其品物を取り戻す  
の權を備ふる也これと号けて品物引き  
留めの權といふ而してこの權を則ち通例の法を  
以て論ずる所の義を以てする品物引き留めの權

の一種とせしむる也

允る品物引き留めの権を行ふは、その賣人全く

其元素の約定を破断するを、或は又賣人其

品物を相渡さうりかひ致し置きて其代

料を拂ふるは、其品物を留め置くべきと此等

尚ほ未だ一定せざる所とん然れども其内先は品物

を留め置きこて代料の催促をなすこと

最良の見意とせらる也

11

又品物引き留めの権は其名号 ~~其~~ たる如く品

物未だ買入の許に及ばざる内は ~~賣人~~ 此を引き留めざる

を得而して其品物運送人 ~~手~~ 小此れありて且は其

途中の場所 ~~滞~~ りある内は ~~其~~ 其運送人賣人

より命し又買入より命しあるの差別を拘ふん

~~其~~ 其品物矢張り引き返り相解する規則は

これある也

故に品物其途中にして荷造り人又蔵守等の



如干し者の牛  
これあるを  
而して運送  
雖も其品  
るにあつた  
へる賣人  
掛け又其  
得へる處

目方を掛  
戻すの権  
る(中)揚所  
る後  
て其品物  
の権あり  
積み送る  
売脚船

と送る(中) 本来の場所へ  
此の更小故障 これある事 而して  
品物を積み送り買人へこれを目方  
加貸を拂いてのろ其品物所有の権を  
其品物の一部 未だ船より卸 せんし

12.

内を賣人へこれを取り  
保ち且つ仮令右運送人これを積み送  
よまると買人の波戸傷其品物を卸  
へとも運送人亦船賃を拂 もするは  
と相渡を事 相成ふる趣を申述  
れ又賣買の約定より賣人より品物を  
管ふて 先 其賣渡 手形を  
相回 置 買人へこれを受取り多色

申察一係

和北川具

ふりある内を未だ其品物引き戻  
り賣人より之を取り戻す事を得  
人の牛を徑る事 何程も相成るや

も既に勢ひ分散の姿に立至りあるを以て其品物到着不相成る事も迎も引取る(中)目詰これる(中)其品物の到着これ(中)又其代料船賃等も相拂(中)さる(中)前(中)此れを破断する(中)の覺悟も其(中)形も賣人の為り(中)他人不相後(中)置ける則ち賣人其商約を破断と(中)七品物引き留めの事(中)相成る也

又假令賣人品物を積み送り(中)これを買人(中)の

波戸揚ふ相廻(中)而(中)買人其品物の書付(中)受取ると雖も其品未(中)船中(中)これある内(中)矢張り途中(中)の(中)買人これを所有(中)る事(中)能(中)且又買人此土地(中)其品物を陸上げ(中)前(中)賣(中)後(中)の風習(中)これあるを以て其(中)所有(中)相成る(中)事(中)何の子細(中)此れ(中)間(中)趣(中)申(中)述(中)其(中)公事(中)を助(中)事(中)能(中)は(中)

又品物を積み送りしをこれを買人小相渡を事す  
 仮令其品物買人の波戸傷支配人又々印運送人の手  
 小相渡と雖も此支配人運送人を元買人の番  
 頭と相成り居る者よあふされ既其者の牛中  
 小相渡りるる後と申も其品物元未差一送る  
 へき本所と達一争りことふあふん故其品  
 物の買人より賣人小對し此品物引し留めの  
 権を奪ふ事能ふ事あり

又買人の船を以て品物を積み送り而して其積込  
 證文より先方と積み行きそのりこれを賣人牛附  
 の者小先相渡をへき様認めある時其持主未  
 た買人の牛小移る事これる事と以て買人賣人  
 小對し此品物引し留めの権を破る事能ふ事  
 也而して如き公事よ於て仮令印船長  
 其船主の品物を積み込む付無賃にてこれを相  
 運ふへき趣これらるるも又其品物未だ賣人の牛

船長  
其證文中に

と相離れ



無貨と相運ふへき趣

と以て認めざる證文は署名致せしむ申す其區別

これある事



と船長買人を物く

る能をせざるなり

然れども若し積込證文中小品物を全く買人の為め小積み入れ途中の災害等徳を買人へて引き受けせしむ賣人の方を最早関係せしむべき趣を以て認め而して其品物を運送致し或る

五

品物買人の藏しと相渡す或る買人の取扱人

の午小渡或る買人自領の藏せしむべきを以

て其積送りある場所の皮戸場支配人又を荷造

り人等のめき他人の藏を借りて其品物を受取

或る買人其品物を置くへき場所を取り極る

す一先此処に置くへきとの事と則ち其場

所を以て相渡を時或る買人其品物を他れ再

い運送致をへき差圖これあるやと一商人

これを引き受へきとの事ありて則ち其者の年々  
其品物を相渡す時或る品物を買入の寓所ありて  
賣り渡し而して買入の住文せる船にこれを  
積み込み其船より他港の別人に相廻す時等從  
て右様の年順ありて相渡す時々最早賣入より  
運送の年順相從りて買入より賣入に對し品  
物引き留めの權を破る事を得而して其年順一  
度い終らば再び又其品物を運送致さし賣

10.

人右の權を再び得る能き事也

又多小品物賣買の全約定されありて買入其品  
物残ふれを領取致さるる積りて其内一部を  
受取る時々則ち残ふれ引き渡しの年順相終り  
て賣入品物引き留めの權これ有りとを也  
又賣入品物引き留めの權を仮令其賣買の取  
極の後其品物を他へ運送する事あり其後これ  
あるとも賣入其權を失ふ事これある也

買物<sup>買</sup>へら若<sup>一</sup>品物<sup>買</sup>買取り極り<sup>後</sup>矢張  
 買人の地面<sup>も</sup>それ<sup>り</sup>て<sup>再</sup>其買人<sup>これ</sup>を又賣  
 せら者より賣人其藏敷<sup>を受取り</sup>とこれ<sup>を</sup>其  
 俚差<sup>一</sup>置く時或ら賣人兼知の上<sup>より</sup>品物  
 賣買の時買人の名<sup>前</sup>より其取引<sup>きを</sup>とす<sup>而</sup>  
 してこれを別<sup>一</sup>人の牛<sup>ふ</sup>相渡<sup>を</sup>時ある則ち  
 賣人品物引き留めの權<sup>を</sup>失ふ<sup>なり</sup>然れ<sup>ば</sup>賣人  
 買人も品物の勘定書<sup>を</sup>相渡<sup>一</sup>其品物<sup>を</sup>賣  
 買敷<sup>と</sup>

29

人の藏<sup>ふ</sup>ま<sup>一</sup>置く<sup>事</sup>を許<sup>を</sup>時<sup>ら</sup>賣人<sup>も</sup>其  
 權<sup>を</sup>失<sup>を</sup>ま<sup>さ</sup>ころ<sup>る</sup>也

又買人品物到着の上<sup>に</sup>已<sup>れ</sup>の便利都合<sup>の</sup>為<sup>め</sup>其  
 運送人の藏<sup>を</sup>差<sup>一</sup>置く<sup>は</sup>き<sup>旨</sup>を望<sup>み</sup>而  
 其品物入用の時<sup>ら</sup>何時<sup>も</sup>渡<sup>さ</sup>る<sup>へ</sup>き<sup>事</sup>は取極  
 めある時<sup>ら</sup>其運送<sup>又</sup>買<sup>人</sup>の番頭<sup>の</sup>如  
 き<sup>者</sup>と相成<sup>る</sup>を以<sup>て</sup>賣人<sup>も</sup>品物引き留<sup>め</sup>の權<sup>を</sup>  
 失<sup>ふ</sup>る<sup>り</sup>

又一般に品物買入り申越し多る場所相届かせる

内より引き渡ししこれなきありし候令の品物の

受取人買入の番頭と途中に於てこれを受取已れの職に

り主人方と相送るべき趣き以て

賣人品物引き留めの権を失ふありしは但

し其品物本丸送るべき場所と達せしむる前買

人自ら運送人の所存小拘り其品物を受取り

或る又別子印を受取り多るふとちよき相届の所業を

18.

行ふ時と賣人引き留めの権これなきふ

あり

然し運送人買入の番頭の積り買入の為め

小其品物を所有致さへき旨兼知られし

買入候令に残るに其品物を買取るべきに庶小

これありし雖も其品物を取り出し印を附運中積り

る事子ふしと賣人と對し品物引き留めの権

を奪ふふと相成るべきに未だ



曾て甚多疑ふ可し處とせり

又積上證文買人のキふそれありて未だ裏書  
ありし内を賣人子對しと品物引き留めの  
権を奪ふ事能はん然れども買人不明の事を  
く其処に相當の趣旨ありてそれを他人に相違  
をけらる賣人品物さし留めの権最早これあり  
し至る也

然れ積上証文を渡さんしと唯品物の船積

19.

手形又ら品物の引き渡し書付を買人子相違を  
のみしとる買人それを至當の趣旨ありて他人  
に相違をさしと賣人子對しと品物引き留めの権  
を破らんと能ふ也

又買人積上証文を質入致し或ら品物を賣り  
或ら價の書付を取りて其一部分を拂ふと或は  
賣人これら為め品物引き留めの権を破らる  
事ありし而して賣人直段書付を買人子相



渡しとつち買入者——ふ散小及ふ時ら其書付  
と取り戻もあたらしく——と直ち小其品物を引  
き留むる事と得る也

又買入ふ散の上其品物他人のキ小これある内  
或る運送人買入より勘定の為小其品物を所有  
しある内又買入<sup>番頭</sup>勘定の為小裏書  
る積込證文を所持——ある時の如く何れも未  
れ其品物買入人のキ小相戻下さる内を賣入

品物引出し留めの権を破下るる事あり  
とん

又積込證文を賣入其代料——と全く受取  
かする内を品物を所有致を(キ)趣を以て認めあ  
る事とら此證文を戻さるとも賣入品物  
引き留めの権を失もする也


1

此賣品引留の權を賣人の為小當人小由て用へ  
 べふへき事なり) 品物の賣人小も非くも(渡人も非くも)

唯其代料の請人の如き者ありて此權を取用せ

る事能もを渡人受取人△

を受取人△ ~~〇〇〇〇〇〇~~ 且其品物も右受取人れ或ち

其手の者小相渡す人を為小荷積證文を受取人既小

小お送りぬる時と雖も渡人よりこれを引届む

る事を得るなり) 爰も一人他所に出張せし者あり

△小品物と云へ  
 捌りせし其利潤  
 損耗と面をせん  
 とのに宛たりし  
 其品物

り此國住居の商人より其出張人の買品の注文  
 と差送り出張人其注文に従ひ右注文人と相  
 識りたる商人より自分の交結を以て品物を  
 懸借し買受け口銭を取りし其品物も注文人  
 にお送り **■** 時も高則に於て此出張人を渡  
 人とし注文人も買入るとを而して渡人も買入  
 賣人の **■** 受取人も買入る **■** 此れ右 **■** 賣  
 人の **■** 非 **■** 唯其品物も手中にお持せし内  
の如き者

のみちれを引通むる事を得ると雖も其手を離  
 し **■** 時 **■** 此の如き者の權も 失ふ者と前段賣品 **■** 留乃權  
 も行ふ事能はざる也 **■** 又賣品 **■** 引留の **■** 取行 **■**  
 ふへ **■** 權ある人 **■** 賣品 **■** 引留め **■** 其賣主 **■** 其 **■** 留 **■**  
後右品の  
 の事も確定をすと雖も **■** 既 **■** 其品を買人の手  
 にお相渡を時と其確定用もある事能はざる如何  
 とすれハ先人の **■** 留 **■** 確定をす事し未其品を  
 買人にお渡さるとして賣主自ら此の如き **■** 留 **■** 致

を~~一~~ふを得へる時間小非されハこれを行ふ  
事能はざる~~一~~を以てる

又賣品~~一~~留の權も行ふやと賣人實小其品を持

領~~一~~を了事を要せを唯其持者守人小云

この次第小由てこれも引届むとの趣を報告を

るを以て十分と成る也」若し其品物未と其途

中みられある内小賣主より此の如き報告を出

を時ハ其後運送方又を~~一~~波戸場支

配人の取計あり其品を買人小相渡を其買人の  
物とふりさるを以て其時右買人外散をる時ハ  
分散の取扱人其品を掌握をる事能はざる也

第五章

代人<sup>番頭の類</sup>小品物を賣りある公事小於てハ賣人其代

人<sup>のみ</sup>と相手取るへさる又と其本主を相手取るへ

を此此事の付と其區別度ハ困難の事あり故小

此疑問を一定せ依規則を既小前編ハ説明せ

り

他の公事ゆ於てを賣人唯え耳賣小其品も●買ひ

ある者●のみを買人として相手取るを以て規

則とも而して其賣買の事取究りある後買人の

兼知 ~~...~~ 右商物の利潤を分配せへて連中と

ありぬる者の如きを賣人の對して其品の代料

小拍合ふ事ゆ ~~...~~ 又其仲間の非なる者 ~~...~~ 西人

~~...~~ の品物を注文 ~~...~~ と雖共其高

約の全体ゆ於て右の西人其品物 ~~...~~

~~...~~ の為小各其拍合ふ如き異

小もへその旨賣買双方の合合ふありある時ハ

此西人賣人の對し 其品ゆけきと お共小これ

小拍合ふ事あり也 ~~...~~ 又越後屋より備前屋の品

物を賣りある小備前が一旦これを買受けあるれ

共中其代料を拂ふへて見詰欠あり故小此品

を信濃屋小譲り後一信濃をより右の代料を拂

子へし趣も越後屋に約定せし此公事に於ては  
 越後屋信濃屋と新小賣買を取組み多し事なり  
 て信濃屋は備あむの借金を拵ふへし約定を致  
 せるあり非をと裁判せしむるなり又傳兵衛亦  
 る者越<sup>五</sup>丸より某の品を買ひ備後亦亦  
 越あむより某の品を買ひ多し不<sup>レ</sup>越あむに托  
 せしむる運送方間違ふて<sup>●</sup>傳兵衛亦亦  
 送るへし品物も備後をば取返す備後亦亦

渡をへし品物も傳兵衛亦送り多し此公事亦  
 於て右の運送人備後屋の品を返漏致され多し  
 旨も傳兵衛亦頼入に多し時傳兵衛其品を返さ  
 せしむる代料もこれ<sup>其</sup>運送人亦拂ふへしと云  
 へし多し事も傳兵衛<sup>●</sup>運送人より其品を買ひ多  
 し<sup>証拠と</sup>あるを以て右運送人より傳兵衛亦取  
 し賣渡せる品物の代料の公事も起<sup>せ</sup>むと十分  
 の理あり趣も裁判せしむるなり

~~...~~

仁心等を以て人止てある病院の如

為給備せる品物代料の

き者■公館公舎建立の公事■於て右造営の

事物と処置を■へき總代とありある建立の組

合人■右諸入用物の催促人■對して

これと拍合ふなり又箇換の總代を定めたる前

に諸事を支配せる人■との談合あり某の商人

某の品を懸貸を以て給備せし其後別し新總

代と何の約定せしりも非され共普請方■使の

注文の從ひ引續き其品を差送り右商人方

て右別段に其事に付し問合せし致さる其

代料拂方■至りしに誰人の引受拍合あるへ

き其處も羨知なくしこれと給備を共右

總代社中ありし此と拍合のぬを得さるへし

共■若し總代の社中し右品

物の代料も唯造營え■金の中よりのみ拂を

へき旨を嚴効より明白し其商人■あり而し

て商人これをも兼知の上より相替下を其品を差送り多る事 **■** 別事あるべし

爰に買品の注文ありて賣人その品を撰択 **■**

の上運送人におぼ **■** さるべしとの注文れば **■** 賣

人其注文面におぼ其の品を撰擇して運送人にお

おぼを時ハ其運送人も則ち買人の代人とする

也故尔此運送人にお其品を渡す事も則ち其買人

にお渡せる事 **■** と有りて其上の喪事損失等は皆買人の引請と するを以て仮令其時買人方より

**■** 送車の種類亦おけり別段の **■**

指回ありりし共若し其品轉送の途中より失て

る時ハ買人其代料を拂をさるを得る

**■** 而して前段の **■** 如き事にお於て其賣

渡り既にお十分せるを以て仮令其運送人不法にお

其品を引留て買人にお相渡さると雖共賣人より

**■** 買人にお對して賣渡せる品物の代料の爲にお

事を起す事を得るなり 且又其時買人右



運送人の不法を破りて其品を<sup>買人の注文</sup>回復する時ハ  
勿論の事なり

先九賣人<sup>買人の注文</sup>品を運送人ハ渡<sup>し</sup>

て其品紛失<sup>し</sup>る時ハ賣人こ

れを渡せる事ハ付々十分注意<sup>し</sup>

略度あれ<sup>ば</sup>く或ハ帳面の書記

も<sup>等閑小路</sup>或ハ具品の券取書を取らざる

其品の請合<sup>し</sup>も附くべき事<sup>を</sup>附けざる

小非されも公事を起し<sup>て</sup>買人より具代料を  
出さしむる事能はざる也

栗平平吉兩人の公事ハ於て左の如く執許せ

とる<sup>リ</sup>「リバポール」港の風習ハ<sup>て</sup>「コッビー」豆も買ふ

者<sup>ハ</sup>これを買て<sup>よ</sup>二月の間ハ賣人の藏内

ハ藏敷を拂<sup>を</sup>し<sup>て</sup>具俵<sup>を</sup>れ<sup>と</sup>差置く事を得

る<sup>なり</sup>此ハ右二月の内ハ賣人より賣品引渡

の書付を買人ハ渡す時<sup>も</sup>其引渡の事既ハ

大成し其時より **持** 右の買人も別  
ち其持主とある也

他出の番頭主高の多小口銭を取りて品物を買ひ在  
主高の多小これと船積しと差送る時りも仮令  
其品の賣人賣品の勘定書を右番頭の名前にて  
相認免 **目** 番頭より其代料の兼知を受了  
と雖九 **目** 番頭 **具** 主高を右品の買人として其 **目**  
品物小付とある諸事をも引受けしむる事能 **目**


利金の配分





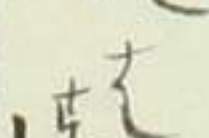
**目** 又若し主高より口銭を與て **目** 品物を賣捌か  
しめ人々為小これ **目** 出 **目** 番頭小引渡し而して其  
品物 **目** 小付き間違あれある時 **目** 右の引渡し  
を以て主高より番頭の對し賣渡しある品物と  
云へる名義も立つて公事も起る事能 **目** する  
也



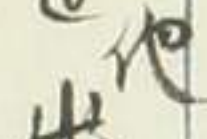



第六章

通例の公事小於て **目** 賣渡せる品物の代料 **目** 後



申察川條

大成し其時より  右の買人も則ち其持主とある也

他出の番頭主高の為小口銭を取りて品物を買ひ在  
主高の為小これと船積しと差送る時りも仮令  
其品の賣人賣品の勘定書を右番頭の名前よて  
相認免  番頭より其代料の兼知を受了  
と雖九  番頭  主高を右品の買人として其   
品物小付とある諸事をも引受けしむる事能 

 又若し主高より口銭を與て  品物を賣捌か  
しめ人々為小これ  出番頭小引渡し而して其  
品物  小付を間違われある時  右の引渡し  
を以て主高より番頭の對し賣渡しある品物と  
云へる名義も立つて公事を起さる能ハ  ざる  
也

第六章

通例の公事小於て  賣返せる品物の代料  回復

一 是るもの訴訟人よりおしり賣はせる品物の  
 代料とおしりより訴訟人小拂ふべき金子の爲にお  
 手を訴訟をる趣を以て申立てると常則とを了也  
 又若し商約に於て他の箇條相違なく相整ふと  
 且九買人其品を引取らるしと在品未と賣人の  
 手中におしりある時ハ賣渡りの取崩り品物と  
 云へる名義を以て公事を起すハし  
 此九賣品の代料回復の公事小放るハ時とて

**本細の説明を要する事あり**

第一若し賣人其品を買人の賣り多れ共其代料  
 小付きたるハ其買人小對して公事を起すおと古  
 れるく其品代料を**受合**ひる。請人小對  
 する公事するハ其趣を本細小説明をへ  
 第二其商約既におしり論み多れ共未其品を引渡さ  
 ず亦引渡同様の事ハ未取行ハきを而して其品  
 の持主未買人小移ふさる時未買人を訴訟をる

小其買品を受取りたる趣を以てせん事也

第三約定面小後ひて其品の代料を為替手形小  
 へ拂めんとす又と其内幾分も為替手形小て拂  
 ひ幾分も正金とて拂えんととの取究めぬ買人  
 何とをとりこれを拂えざる時ハ賣人より其趣  
 と委曲小説明を了事肝要なり而して其品懸  
 賣るる時其手形の拂小正金の拂也  
 右縣心貸の期限  
 と過さざる内もこれを回復せし事を得さ

也

又若し賣品代料の爲<sup>為</sup>替手形を渡され而して  
 其手形通用せざる時ハ賣人より賣品代料の  
 公事も起るを得へし然れ右の手形通用中  
 と代料の公事もあきを得ざる也而して買人  
 其買品代料の爲小右代料の金高より多き金高  
 の為替手形小裏書してこれを賣人小渡し賣人  
 より其釣を正金小て受取り而して賣人未と其

手形あり正金を受取りしる。前記これを紛失せ  
る公事ハ於て賣人其品の代料并手形の鈎と  
してお掛ひある金子の爲ハ買人の對して  
公事を起す事能はざる趣ハ裁許せしむる  
然レ若し買人欺罔の仕方をして品をを買取  
事を得而して其代料の爲ハ爲替手形を返す  
時ハ仮令其手形の通用中と雖も賣人より其  
高約を破却して其品物取戻しハ公事を起

を事を得る也

第四仕事荒業入用物とも全約定の内在る時  
ハ其<sup>仕入</sup>物の代料も賣品の公事をしてこれを回  
供するを得る家宅の雑作<sup>物</sup>附属の代  
料も賣品の公事をして回復をへりしを亦家  
畜の代料も同様るへし。而して是等の公  
事ハ於てハ家財家属物家畜<sup>物</sup>什物と明細ハこ  
れを説明をへし

第五其高約 **品物** 代料の爲小正金を拂ふへ  
 を約定の非をして品物 **品物** してこれを拂ふへ  
 交易の取究 **品物** して其一方 **品物**  
 給備 **品物** する時ハ約定面の品物を渡さし趣を以  
 て公事を起せんし而して **品物** 右交易の約定後新  
 小其品物の代料を正金とて拂ふへ **品物** 事を  
 改約せる小非されハ賣品 **代料** の公事を起せん  
 事能いさ **品物** 又若し其品物代料 **品物** を半と品

物 **品物** 半と正金を **品物** 拂ふへと約定する時  
 ハ賣人より委しく其趣を説明をいし此の如き  
 約定の於て其品物 **品物** して拂ふへ **品物** 既に  
 爲み金子の分を拂ひする時ハ賣品代料の爲  
 を以て其金子を回復する事を得へし  
 又若し数種の賣品一の全約定中 **品物** 時ハ買人  
 唯其内の一両品のみ **品物**  
 受取る事を要せし **品物** 而して若し

賣人より唯一兩品を返さる時ハ買人これを返  
 するを以てし  
 然九買人若し其渡される一  
 兩品も約定品の全數引渡の時限を過  
 すとこれをも返さる時ハ其受取りたる品物  
 多けの代料を拂ちざるを得る」又若し買人  
 より某の種類品物も注文し而して其注  
 文と相違の品を送らば買人其全品を賣人  
 返さるべき處若し全部を返さるべき

其内一部分を引留め置く時ハ其一分多けの  
 代料を拂ちざるを得る

又其品物買人の心小叶をさる時ハこれを返  
 さん  
 賣人しとの取立少く其品をお渡し而してお  
 当り時間又も約定の日限を過すとこれ返  
 却せざる時ハ品物も賣渡せし通例の公事を  
 起さるべきを得也」又平先より品物も何れ



小後せる時若其品仍兵馬の手中小たれあ、内  
 小損害せし時ハ付者由これを買取て其  
 代料を拂ふ人しとの約定あるこれをお返し其  
 後此より公するところを賣後せる品物の公す  
 事起し  
~~其代料~~を回復する  
~~事~~を得  
 事小裁許せしと多り」然も又賣人買人  
 小品物も賣す時小若し其買人  
~~其代料~~某  
 の時限まで小右の代料を拂はざる時ハ賣人方

~~其代料~~  
 こと其品を他人小賣り命し其又  
 賣す事小付き賣人の損耗を引起す時ハ買人  
 方小これを受け申へし約定するれハ買人  
 前段の時限小代料を拂はざる時ハ當りて賣人  
 小賣渡せる品物又小賣渡しの取究まりある  
 品物と云へる名義を以て其公する事起す事能  
 はず也

② 買人の権の事

仮令賣買の約定取寃小し品物の持主ハ買人ハ  
移さ向共買人唯其微浅の名号を得るの  
みり懸貸の時限を取寃のたし買約の外未  
其代料を拂もさる内其品を掌握さるの權  
申り小しれあき也

第一章

前段の道理の~~後~~由て買人約定を以て品物を買  
ふと雖九未と其代料を拂もさる内其賣人の

又ハ代料を受取ると言旨を申入せざる間

品物を渡さくると不法とてこれを~~訴~~訴  
訟を事能いさる也又仮令賣人買人ハ引後を  
品物も所持せざる共約定の時日より買人より代料  
拂方并小品物引取の事を申入れざるを得若し  
其美小及をさる時ハ買人の落度とるり品物のあき  
と兼知せる趣と以てこれを言ひ開く事能いさる  
へし又越後屋社中<sup>干アトコトニハ</sup>出物なるの約定ハ出物屋ハ  
越後屋社中より羊毛三拾俵と買ひ越後屋も出

物より若干量の短羊毛を買ふべく、且又三ヶ月  
 小金二百五拾ト磅の爲替手形を取組むへき趣と  
 約定せし其後越後屋社中へ出物屋の短羊毛  
 を渡さるるを以て訴訟亦及ひられハえ來前段の  
 三箇条共皆一の全約定ありを以て越後屋より  
 羊毛を出物屋へ取組んで自分の約義相  
 務めし由を申述あり非されハ出物  
 屋より短羊毛を渡さるる違

約の廉を以て公事を起し事能ハざる趣小裁許  
 せしとあり

然共賣人某の價より品物を賣り而して買人よ  
 り引渡しの頼合を申入るる上より其品を渡  
 せしと取究の處賣人これに渡さるるを  
 人より公事を起し其賣人右品の代料を受取  
 りと交旨を賣人へ申入れあり申述へを共  
 唯其引渡の頼合を致せし趣並其品物を受取

るへき用意と済し約定面の代料金を高き備へ居  
 るを申す申述あるを以て十分とをす也  
 又買人より頼合の上より其品を渡せんを約定  
 ありし時ハ賣人其品を又賣せし既又他の事ハ  
 てこれ買人ハ渡す事ありざるの外ハ買人自  
 身賣人方ハ行くなり又書面ありて一先引渡し  
 の頼合を申入れ多し上ハ非されハ其品を渡さ  
 ざるを以て賣人を訴訟をす事能ハざる也

又賣品某の時日ハあは後さるへき旨兼て約定の  
 期限されありし<sup>み</sup>賣人より右約定日の  
 夜十二時<sup>ま</sup>より其品を引渡す時ハ買人こ  
 れを受取りざるを得ず但し其夜十二時前ハ右  
 品の種類分量等も改むべき時間ありしへき  
 事  
 又<sup>舟</sup>船より到着せんを品物を賣り又も到着  
 の上りてこれと賣人との約定の公事

少於之若し ~~唯~~ 某の船某の品物を積み束  
トハこれを賣渡さんとの約定 ~~手~~

■ 高航廻漕の常便より其品到着せざる時ハ

■ これを ~~買~~ 買人ハ渡さる共賣人これハ拍合

ふ事なし ~~事~~ 又 舟船到着の上某の品を成丈早

くこれを引渡さんく且其引渡 遅く共某の日

を過くる事ありへしとの約定 ~~其~~ 其期日と

過 ~~後~~ 買人より其品を渡さんとする共買

人心これを受取る少く及ハさる也 ~~英~~ 英吉年九の

約定の於て既ニ「~~シ~~」ガポル港より積出ルハ

成りて龍動小到普致さん「~~ガムビル~~」の食物①

八百五箇回ル三百六十五箇都合千百十七箇を

英吉年九の賣るるを取定めたる時のらるる

於てハ右の品既ニ積出ルハ其ハ海路中ハ

在りしと云へる事ハ付き買人賣人より造る

請合を取置くへき趣ハ裁許せしむるなり又

賣品買人方に到着せる時より三ヶ月の懸貸の  
 取究りて海上の請合を立て、品めを積送るへ  
 其約定を取結ひ且海上の請合を買人の各目  
 りて其説文を取り而して其品を送り多る  
 時の公事小放て、箇様の次第少く、右の品物と  
 積出を時、其品の持主直ち買人の移り諸事  
 買人の引受とるゝを以て其船主の等閑を由て  
 右の損害せる事、買人より起るるを起

その権あり事、裁許せらるゝり  
 又遠那屋ふる者、其番頭新兵衛の手を以て、リガ  
 港より其の船に積み、<sup>賣</sup>ふへき丈の麻を残り  
 を尾那屋の賣後をへき事を約定、<sup>多</sup>く  
 とも三百 <sup>噸</sup> 噸を過くへきと云へり、然し  
 小新兵衛其船に唯七十一 <sup>噸</sup> 噸もりの麻を積  
 み而して他客の船に三百余 <sup>噸</sup> 噸の麻を積み込  
 む、故尾那屋大に小立腹して、段訴訟不

及みらるる小時の裁官「エレゴロ」氏の裁許ふ此

約定の模様にてハ新兵<sup>麻の分量</sup>遠<sup>屋</sup>の爲小積

込み多る程<sup>少</sup>て然るへき事あり而し

て遠<sup>屋</sup>も尾<sup>屋</sup>も七十一<sup>噸</sup>より多く賣

渡を不及と云へり

又賣品を引渡<sup>渡</sup>をも十分の確約<sup>と</sup>取結

ひて<sup>其品</sup>も送<sup>り</sup>さる時ハ<sup>事故</sup>あり

港路の閉塞せる事れ又も他の免<sup>れ</sup>難き不時

の異変ふよりて違約不及の趣を申述ふる  
と重共其言の開ふも相成りざる也

約定の期日小品物を引渡さるる公事お於て違

約過料の金高も<sup>賣人</sup>其品<sup>を賣りしめ</sup>約定面の直段と買人これ

を受取ふんと欲せし時<sup>同品</sup>を<sup>買得</sup>ふるへき

市中の相場との相違を以てこれと定むる也<sup>而</sup>

して賣買の約定を取結むる後其品を引渡を

へて期日の前<sup>賣人</sup>右の品<sup>を</sup>他人に又賣りせざるを

以て約定も遂げ難き旨と兼て申入るゝと虫  
 を買人方あり（廢約の事と）兼知せざる時ハ前段の  
 規則を以て過料金を取る事も得るなり又買  
 人より既ハ其品の代料（と）として爲替手  
 形を賣人ハ渡し置る共此の如く賣人より  
 破約せる時ハ當て先其爲替手形を不通用ハ  
 致し而して後ハ其違約の公すると起る時と右同  
 此の過料金を取り得る也

### 第二章

前代の法ハ賣人より品物を引渡さるゝ事ハ  
 付と買人より公事を起し唯破約の過料金を  
 取るの外他事ありり（然共當時と然ハも「ウ  
 クトリヤ」の法書第十九卷第九十七篇第二章ハ  
 従ふんて正金あり賣買せる品物と賣人より引  
 渡さるゝ破約せる公事ハ於てハ訴訟人の願  
 みより其方の趣意を吟味する大裁官の許ハ



從ひて裁官具事情を取調へ訴訟人の申を  
所理ある時に具未引渡し<sup>た</sup>る品  
おと<sup>り</sup>品<sup>を</sup>引渡し<sup>た</sup>る又若し右引渡し<sup>た</sup>る品  
訟人より<sup>わ</sup>拂<sup>は</sup>へ<sup>る</sup>金<sup>を</sup>ある時に具人金高何  
程より又其次<sup>の</sup>公事の裁許<sup>を</sup>  
訴訟人品物と受取りし上<sup>に</sup>裁許の過料  
金を取<sup>り</sup>へ<sup>る</sup>や又若し相手其品と引渡さぬ  
時<sup>に</sup>何程の過料と差出し<sup>て</sup>然<sup>ら</sup>ば<sup>は</sup>ぬ

具条々委細取調へ具<sup>ら</sup>る<sup>る</sup>裁許<sup>の</sup>あり<sup>し</sup>時  
大裁官の働<sup>き</sup>を<sup>て</sup>訴訟人の願<sup>ひ</sup>  
若し訴訟人より<sup>に</sup>拂<sup>は</sup>へ<sup>る</sup>金子ある時ハ  
これと拂<sup>は</sup>へ<sup>る</sup>品物と受取<sup>り</sup>入<sup>る</sup>る裁金  
下<sup>し</sup>て<sup>は</sup>相手過料金を以て具破約と  
償<sup>ひ</sup>具品物と渡<sup>さ</sup>し<sup>て</sup>んと欲<sup>さ</sup>る<sup>る</sup>とし  
右極の勝手<sup>を</sup>致<sup>さ</sup>せ<sup>る</sup>也

申

節地約律算二編卷之六終

和太公

申



